

後退用地等機能保全誓約書

令和 年 月 日

鹿沼市長 宛

「鹿沼市狭あい道路の整備及び管理に関する指導要綱」第7条の規定に基づき、下記の後退用地等について、自らの責任において次の事項を遵守し、道路としての機能保全を図ることを誓約いたします。

- 1 後退用地等内に工作物等を設けないこと。
- 2 後退線の主要な位置に後退杭を埋設し、後退線を明確にして、自らの責任で維持管理すること。
- 3 土地又は、建築物等の所有権等に移転する場合は、この誓約事項を継承すること。

土地所有者 住 所

氏 名

印

電話番号 ()

建 築 主 住 所

氏 名

印

電話番号 ()

記

後退用地等の 位 置	鹿沼市 町 番地 地内 丁目			
	面 積	後 退 幅 員	後 退 延 長	地 目
後退用地等に 関する事項	m ²	m ~ m	m	